德島県告示第五百五十七号

候補生の募集期間、採用試験の試験期日、 第百十八条の規定により、 自衛隊法施行令 (昭和二十九年政令第百七十九号) 令和七年度の陸上自衛隊、 試験場等を次のとおり告示する。 第百十四条、 海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官 第百十七条第一項及び

令和七年十月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

| 募集期限、試験期日及び試験種目

男子及び女子の陸上自衛隊、 海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

	試験回	
	募集期限	
令和七年十二月十三日(土曜日)	令和七年十二月十一日 (木曜日) 予備日 予備日 のいずれか一日	試験期日
査のが身体検	査記試験及び適性検	試験種目

備考

- するものとする。 筆記試験及び適性検査については、 インターネットを利用する方法により受験
- 2 試験するものとする。 育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 筆記試験は、 国語(作文を含む。 に定める高等学校卒業程度の学力について 数 学、 地理歴史及び公民につき、 学校教

| 口述試験及び身体検査試験場

男子及び女子の陸上自衛隊、 海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

第五回	試 験 回
海上自衛隊徳島航空基地	名
航空基地	称
板野郡松茂	
板野郡松茂町住吉字住吉開拓三	位
<u> </u>	置

三 応募資格

法に定める高等学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、次のいずれにも該当しないもの 若しくは同法第十三条に規定する禁錮に処せられ、その執行を終わるまで又はその執 条の規定による改正前の刑法 (明治四十年法律第四十五号)第十二条に規定する懲役 日本国籍を有し、 拘禁刑以上の刑又は刑法等の一部を改正する法律 (令和四年法律第六十七号) 第二 採用予定月の初日現在で十八歳以上三十三歳未満の者で、 学校教育

2 行を受けることがなくなるまでの者 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、 当該処分の日から二年を経過しない者

3 の団体を結成し、又はこれに加入した者 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他

兀 採用予定月

五

志願票は、各市役所若しくは各町村役場又は自衛隊徳島地方協力本部若しくはその出志願票の受領及び提出先令和八年三月又は四月

張所等で受領し、提出すること。